

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川 富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882



公示地価が6年ぶり下落 訪日客減、外食など影響

国土交通省が発表した2021年1月1日時点の公示地価は、商業・工業・住宅の全用途平均（全国）が前年比0・5%のマイナスと6年ぶりに下落に転じた。

新型コロナウイルス感染症の影響などで全体的に弱含んでおり、商業地が7年ぶり、住宅地が5年ぶりにそれぞれ下落した。外出自粛や訪日客急減に伴う飲食店や小売店な

どの不振が地価を押し下げた。3大都市圏は前年比1・3%下落。このうち東京圏が同1・0%下落、大阪圏が同1・8%下落、名古屋圏が同1・7%下落で、いずれも8年ぶりに下落に転じた。一方、地方圏は同0・5%下落で、昨年からの変動率の変化は3大都市圏に比べて小さかった。

新たな信用保証制度を開始 「伴走支援型特別保証制度」など

中小企業庁は新たな信用保証制度を開始した。金融機関による中小企業者に対する継続的な伴走支援などを条件に信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」と、信用保証料の事業者負担を引き下げる

ことで中小企業の事業再生を後押しする「経営改善サポート保証制度」。

伴走支援型特別保証制度は、コロナ禍で売上が15%以上減少している中小企業が必要な資金を借り入れる際、保証料率を0・2%とし、4000万円を限度に10年間保証する。金融機関と「経営行動計画書」を作成し、金融機関は継続的な伴走支援をすることが条件となっている。

経営改善サポート保証（感染症対応型）制度は、コロナ禍で多くの借入を行ったものの売上が改善しない中小企業が、必要な資金を借り入れる際、保証料率を0・2%とし、一般の普通・無担保保証とは別枠で2億8000万円を限

度15年間保証する。

企業レベル生産性 データベースを公開

公益財団法人日本生産性本部は、各企業が自社の労働生産性の概要を容易に把握できるツール「企業レベル生産性データベース」を公開した。データベースは、株式会社東京商工リサーチが提供する企業財務データを基に構築したもの。「生産性簡易計測と業界平均比較による自社の生産性見える化」「自社の財務データを入力することで労働生産性および関連指標を自動計測し、業界内での位置付けなどの簡易分析結果を明示」する機能などのほか、2015〜2019年度の産業・業種別（大分類および中分類）の労働生産性や労働装備率、付加価値率、資本生産性などの関連指標をダウンロードすることが可能となっている。詳細は、日本生産性本部HP参照
https://www.jp-c-net.jp/news/detail/20210330_005182.html

巣ごもり消費



新型コロナウイルスの影響で在宅勤務や外出自粛が広がり、「巣ごもり消費」が増加している。総務省の家計調査によると、昨年、冷凍調理食品やチューハイ・カクテル、即席麺などの消費が拡大したほか、加湿器や空気清浄機を含む冷暖房用器具、ゲームソフトなども増加している。一方、航空や鉄道などの交通費、旅行費、映画・演劇などの入場料、食料、代、□紅などへの支出が大きく減った。巣ごもりの恩恵を受ける食品メーカーも、飲食店やホテル向けは落ち込んでいる。「巣ごもり消費」は、アフターコロナにおいても新常态の消費スタイルとして定着するものと思われる。



事業連携と秘密保持契約 公取委がガイドライン

—大企業との取引で指針

公正取引委員会と経済産業省は、中小・ベンチャー企業と大企業の適正な事業連携に向けたガイドライン（指針）を発表しました。知的財産権の取り扱いといった分野で、弱い立場に置かれた中小企業の契約トラブルを未然に防ぎ、公平な関係の構築につなげたい考えです。そこで今回は、ガイドラインの中から「秘密保持契約」について取り上げます。

公取委が実施したアンケート調査結果によると、中小・ベンチャー企業が大企業と取引する際、不当な要

●秘密保持契約のポイント●

- ・当事者の一方（中小企業）のみが秘密保持契約を負うのではなく、両当事者が公平に秘密保持義務を負う
- ・当事者が相互に守るべき秘密の内容を指定する
- ・相手方に情報提供したことをもって、権利や利益についてまで譲渡したことにはならない
- ・意に反した情報提供義務は負わない
- ・一方的（大企業）に有利な契約は独禁法違反の可能性

求をされるケースが相次ぎ見られたことから、大企業との事業連携を進める際に留意すべき点をまとめたガイドライン（指針）を公表しました。秘密保持契約とは、企業間取引において、自社の保有する情報を取引先に開示する必要がある場合に、その情報の秘密性を保持することを目的とする契約です。

指針では、秘密保持契約書について、大企業に一方的に有利な内容の場合には独禁法で禁じる優越的地位の濫用に該当する恐れがあると指摘。双方が秘密保持義務を負う「双務型の契約」を締結することが重要と指摘。そのうえで、取引の開始前に秘密保持契約を結ぶよう促しています。

■秘密保持契約の内容と範囲■

秘密保持契約で特に注意が必要となるのは、「何が秘密情報に当たって、何が当たらないのか」という秘密情報の定義や範囲と、「何をしてはいけないのか」という秘密保持義務の内容です。これが曖昧なままでは、情報を開示する側としては本当に秘密が保護できるのかが分からず、情報を開示される側としては予想外のことや契約違反の責任を追及されるおそれが払拭できません。このため、これらを明確に定めることは開示する側とされる側の双方にメリットがあります。

ところが、これらを明確にするとしても、その範囲をどのように定めるかについては、情報を開示する側とされる側とで利害が対立する可能性があります。このため、秘密保持契約を締結するに際しては、疑問点がある場合にはきちんと問い合わせ、双方でよく話し合うことが重要です。取引先との力関係が影響し、対等な交渉が困難な場合であっても、契約締結前にその内容を十分知っておくべきです。契約に違反した場合の責任の追及ができるように、責任追及の場面から逆算して各規定を検討することも必要といえます。

■契約書に盛り込む規定の例■

商取引の秘密保持契約書に盛り込む規定としては、業務委託契約、共同研究・共同開発、OEM契約など契約の目的や種類により様々ですが、ここでは、経済産業省の「秘密情報の保護ハンドブック」の中から「業務提携の検討における秘密保持契約書の例」を紹介します。

- ① 契約の目的、秘密情報の対象・対象外などに関する規定
 - ② 秘密情報の保管方法、目的外の使用禁止、複製の禁止・制限、秘密情報開示の許容範囲、秘密情報の漏洩等の事態が発生した際の対処など秘密情報の取扱いに関する規定
 - ③ 秘密情報を含む記録媒体、複製の返還や廃棄などに関する規定
 - ④ 秘密保持契約に違反した場合の損害賠償・違約金請求に関する規定
 - ⑤ 契約の有効期限に関する規定
 - ⑥ 秘密保持契約に定めのない事項についての協議事項に関する規定
- 契約では、双方が秘密情報の管理を厳格化し、お互いが開示しようとする秘密情報の使用目的・対象・範囲について共通認識を持つ必要があります。その上で、双方が管理可能な方法で秘密保持契約を締結することが重要です。



雇用調整助成金の特例措置 5月以降は段階的に縮減

厚生労働省は、雇用調整助成金(雇調金)の特例措置に関して、5月から段階的に縮小していくと発表しました。特例が一律で適用されるのは4月末までですが、業績が著しく悪化した企業などは特例が維持されます。そこで今号では、5月以降の雇調金の特例措置について取り上げます。

雇調金は、休業を余儀なくされた企業が従業員に休業手当を支払う際、国がその費用の一部を補填する制度です。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、昨年春以降、雇調金の特例措

●雇調金と休業支援金の支援措置●

		4月末まで	5月・6月
雇調金	上限額(1日)	1万5千円	1万3500円
	助成率	最大100%	最大90%
休業支援金	上限額(1日)	1万1千円	9900円
	支給水準	休業前賃金の8割	

(注) 業績が著しく悪化した企業などは5月以降もこれまでの特例を維持

置は何度も延長されました。

特例措置は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により売り上げが減少した事業者が休業手当を支給して従業員を休ませた場合、中小企業の助成率は10/10、1日1人あたり上限1万5000円が助成されます。この特例措置に関しては、5月と6月の2か月間、上限額は1万3500円、助成率は最大90%に縮減されます。

ただし、生産指標(売り上げなど)が直近3か月の月平均と前年または前々年の同期と比べ3割以上減少した全国の事業所については、特例が維持されます。

また感染が拡大している地域(まん延防止等重点措置対象地域)で、知事による要請により営業時間を短縮する企業も特例が適用されます。

■休業支援金・給付金■

新型コロナウイルス感染症の影響で勤務先から休業させられたものの、勤め先から休業手当を受け取れないといった労働者が直接、生活資金を申請できる労働者向けの給付制度である「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の助成額も縮減されます。

現行の休業支援金・給付金は、中小企業・大企業の労働者に対し休業前賃金の80%(1日上限1万1000円)を国が休業実績に応じて支給しています。5月と6月の2か月間、原則的な措置について、1人1日あたりの助成額の上限が9900円まで減額されます。

休業支援金も同様に感染が拡大している地域(まん延防止等重点措置対象地域)で、知事による要請により営業時間を短縮する企業は特例が適用されます。

7月以降の雇調金、休業支援金の運用について、厚生労働省では、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置および感染拡大地域、特に業況が厳しい企業への特例措置をさらに縮減する予定です。

■支援の軸足をシフト■

雇用調整助成金の独自の積立金は

既に枯渇し、失業手当などに使う雇用保険の積立金から約2兆円規模の借り入れをして賄っていて、今後、雇用保険料の引き上げも検討せざるを得ない状況です。

そのため、政府は支援対策を雇調金から「産業雇用安定助成金」や「事業再構築補助金」などへと軸足をシフトして企業の自主的な取り組みを後押しする方針です。

産業雇用安定助成金では、出向元と出向先の双方を対象に1人当たり1日1万2000円を上限に助成します。別途、1人あたり最大15万円の経費も補助します。出向者も含め人件費が増えた企業には減税措置もあります。

中小企業の思い切った事業再構築を支援する「事業再構築補助金」は、新分野への展開、業態転換、事業再編や、これらの取り組みを通じた事業再構築のための設備投資などに活用できる補助金です。

予算総額1兆1485億円と大型補助金で、1社あたり交付額は、100万円〜1億円。中小の補助率は3分の2。これとは別に、4分の3に補助率を引き上げ最大1500万円を補助する「特別枠」も設けられています。



令和3年度税制改正関連法が成立 ポストコロナに向けた施策が柱に

3月26日、令和3年度税制改正関連法案が参院本会議で成立しました。本年度改正は、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るための措置が柱となっています。

主な改正内容は以下の通りです。 個人所得課税

暮らしと民需を下支えするため、住宅ローン控除の控除期間13年の特例が延長されます。この延長した部分に限り、合計所得金額が1000万円以下の者については面積要件が緩和されます。

また、子育て支援の観点から、国や自治体からの子育てに係る助成等(子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成)について非課税とします。

法人課税

デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、クラウド化等による企業変革に向けた投資について、税額控除(5%・3%)または特別償却(30%)ができるデジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制が創設されました。

また、脱炭素化効果の高い先進的な投資について、税額控除(10%・5%)または特別償却(50%)ができるカーボンニュートラルに向けた投資促進税制が創設されました。

その他、中小企業者が、生産性向上のための機械・装置等の取得をした場合に特別償却(30%)または税額控除(7%)ができる中小企業投資促進税制について、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種を追加した上で、適用期限が2年延長されます。

資産課税

土地に係る固定資産税について、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地は、前年度の税額に据え置く軽減措置が講じられました。

納税環境整備

なお、納税環境については、行政手続における押印義務の見直しを踏まえ、税務署等に提出する税務関係書類で実印および印鑑証明を求めている手続を除き、押印義務を廃止するほか、電子帳簿等保存制度に係る手続が簡素化されます。

5月の税務と労務

一 税 務

- ★特別農業所得者の承認申請
申請期限…5月17日
- ★個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知
(1)通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
(2)通知期限…5月31日
- ★自動車税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- ★鉦区税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- ★4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…5月10日
- ★3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…5月31日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…5月31日
- ★9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…5月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヵ月分、個人事業者は3ヵ月分)(消費税・地方消費税) 申告期限…5月31日
- ★確定申告税額の延納届出による延納税額の納付
納期限…5月31日

一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…5月31日

コロナ禍によって消費者ニーズに大きな変化がおき、大幅に縮小した市場があります。しかし、縮小市場の中でも、会社の基幹事業をもとに多角化するこゝとで、活路を見出し、急成長した企業も多く存在します。例えば、富士フィルムです。▼富士フィルムは、主力商品の写真フィルム市場がほぼ消滅する中、既存技術を活用した事業の多角化経営に成功した企業です。同社は、レントゲンフィルムやデジタルX線画像診断システムを

縮小市場と多角化経営

開発する中で、医療業界に強い接点を持つようになりました。その医療分野において既存の自社技術を応用した医薬品や化粧品・サプリメントなどの新事業を立ち上げ、多角化を実現しました。▼一つの事業から見方を少し変えることで、違った需要を見つけ、別の収益を上げることもできます。基幹事業は、縮小市場であっても、そのなかで別の視点により活路を見出せば、会社全体の発展につながる